

第四十一号議案

非常勤職員の報酬等に関する条例及び非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する
条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和七年二月十九日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

非常勤職員の報酬等に関する条例及び非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する
条例の一部を改正する条例

第一条 非常勤職員の報酬等に関する条例（昭和三十一年東京都条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当」に改める。

別表一中「三三四、〇〇〇」を「三三八、〇〇〇」に改め、同表備考中「及び」を「、給与条例第十二条の三に規定する在宅勤務等手当に相当する報酬の額及び」に改める。

別表三備考中「及び」を「、給与条例第十二条の三に規定する在宅勤務等手当に相当する報酬の額及び」に改める。

第二条 非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例（令和四年東京都条例第七十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「附則第九条第三項」を「附則第九条第二項」に改める。

附 則

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

2 この条例による改正後の非常勤職員の報酬等に関する条例第四条第二項及び別表三の規定は、この条例の施行の日以後に

第四十一号議案

非常勤職員の報酬等に関する条例及び非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

(提案理由)

非常勤職員の報酬の限度額等を改定するとともに、費用弁償に係る規定を改めるほか、規定を整備する必要がある。